

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一種

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長 殿  
各方面本部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁運発第223号  
令和6年10月24日  
警察庁交通局運転免許課長

更新連絡書の送付事務の運用に関する細目的事項について

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第101条第3項の規定に基づき、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、免許を現に受けている者(以下「免許保有者」という。)に対し、免許証の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項を記載した書面(以下「更新連絡書」という。)を送付する事務については、これまで「更新連絡書の送付事務の運用に関する細目的事項について」(平成14年5月14日付け警察庁丁運発第48号)により運用してきたところであるが、今年度末の道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下「改正法」という。)の施行後は、免許証の更新の際にも個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)と免許証を一体化することができることとなること等に伴い、更新連絡書の送付事務の運用について、下記のとおり見直すこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、改正法の施行をもって前記通達は廃止する。

## 記

### 1 基本的考え方

更新連絡書は、免許証又は免許情報記録(以下「免許証等」という。)の有効期間の更新(以下「免許証等の更新」という。)の機会に全ての免許保有者に対して送付するものであり、免許証等の更新に関する新たな制度を周知するに当たって有用な手段であることから、基本的記載事項のほか、直近の道路交通法改正により導入された免許証等の更新に関する制度についても、実情に応じて積極的に記載し制度の周知に努めること。

また、その際、免許保有者が制度の内容を十分に理解することができるよう、できる限り平易な文章で説明するなど、記載振りを工夫すること(特に、法第101条の2の2に規定する経由申請については、別添の記載例を参考とすること)。

### 2 記載事項

公安委員会における運転免許事務の実情等を踏まえつつ、以下の事項について記載すること。

#### (1) 免許保有者の特定に係る事項

ア 氏名

イ 住所

ウ 免許証番号又は免許情報記録の番号

#### (2) 免許証等の更新を受けるために必要な事項

- ア 更新期間
- イ 更新場所
- ウ 更新時講習の種類
- エ 免許証等更新手数料の額
- オ 更新時講習手数料の額
- カ 優良運転者又は一般運転者の該当の有無（ただし、更新連絡書に優良運転者又は一般運転者に該当しない旨の記載がある場合であっても、かつてやむを得ない理由により免許証等の更新を受けることができず免許を失効させたことがある者で、当該免許及びその次に受けた免許について法第95条の6第1項の表の備考4の規定の適用を受けることにより優良運転者又は一般運転者となるものは優良運転者又は一般運転者に該当する旨、及びその者にあつては当該やむを得ない理由を証するに足りる書類が更新申請に必要なものであること。）
- キ 免許用写真（ただし、都道府県公安委員会規則で定める場合は不要。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条第4項各号又は第5項のいずれかに該当する場合にあつては、それぞれ当該第4項各号又は第5項に定める書類その他の更新手続に必要な持ち物

(3) 経由申請のために必要な事項

- ア 法第101条第3項に規定する優良運転者又は一般運転者に該当する場合は、経由申請ができること。
- イ 府令第29条第6項の身体の状態に応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等を使用すべきこととするものを除く）が付されている者については、更新申請を住所地公安委員会にしなければならないこと。
- ウ アに関わらず、住所変更等免許証の記載事項の変更届出又は再交付申請を併せて行う更新申請は、住所地公安委員会にしなければならないこと。
- エ 法第95条の6第1項の表の備考4の規定の適用を受けて優良運転者又は一般運転者となる者は、経由申請を住所地公安委員会にしなければならないこと。
- オ 免許証等の経由申請ができる期間
- カ 申請用写真、経由手数料等の経由申請に必要な持ち物
- キ 免許証は、経由申請の日から新たな免許証を受領することができる時期までの間隔が3週間空くこと及び免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者が経由申請を行う場合、免許情報記録の更新が即日行われること。

(4) マイナンバーカードと免許証の一体化に関する事項

- ア 改正法の施行により運用開始されるマイナンバーカードと免許証の一体化の制度概要
- イ 住所変更ワンストップサービス等やオンライン更新時講習等のマイナ一体化によるメリット

(5) その他の事項

例えば、安全運転サポート車等限定条件付免許のほか、自主返納及び運転経歴証明書制度、運転免許の一部取消し、自主返納に関する相談体制等の制度など、

更新の際に周知することが有用と考えられる事項について記載すること。

### 3 留意事項

(1) 2の記載事項のほか、

- ・ 更新に関する問い合わせ要領
- ・ 経由申請した場合の新たな免許証の交付場所
- ・ 手数料の支払い方法
- ・ 免許証及びマイナ免許証を有する者が更新申請を行う場合、そのどちらも必ず持参すること。

等更新申請等を行おうとする者の利便に資すると考えられる事項を記載することは差し支えない。

(2) 更新連絡書は、警察共通基盤システムの運転者管理等業務用プログラムに登録された住所をあて先として、普通郵便により、可能な限り早期に発送すること。その際、遅くとも更新期間の初日の前日までに届くよう配慮すること。

また、更新連絡書の送付事務の効果的な運用を図るため、法第94条第1項に規定する住所地変更の届出義務について広報等による免許保有者への周知に努めること。

なお、送付した更新連絡書が受取人住所不明のため返送された場合において、当該更新連絡書に係る免許保有者の現住所を調査して更新連絡書の再送付を行う必要はない。

(3) 更新連絡書の送付に当たっては、当該更新連絡書に係る免許保有者の氏名、住所及び送付年月日並びに当該更新連絡書が受取人住所不明のため返送された場合にはその旨を記載した簿冊を整備し、当該更新連絡書を送付した日から起算して1年間保存すること。

(4) 改正法の施行日前に更新連絡書の送付を受け、施行日が更新期間に含まれる者については、施行日以降の経由申請の運用について都道府県警察HPのリンクを記載する等、申請者の利便を図るよう努められたい。